

国、法務省は、法務局の乙号事務労働者を守れ！

直近の2020年に行われた入札では、何度も行っても決まらない という異常。その受託金額の95%は人件費！

2006年より法務局乙号事務で競争入札（市場化テスト）が実施され、14年が経過しました。この間、乙号事務労働者は雇用不安・劣悪な労働条件の悪化が蔓延する一方、仕事内容は煩雑になり「この賃金でこれだけの責任を押付けられるのはあまりにもひどいのではないか」と、日々感じているなかで、公務公共サービス、法務行政を支えています。

現在の受託は2020年10月から始まり、その入札が2020年初めに行われましたが、その入札では1回目の開札では52手続きのうち、23法務局で不調（再入札）、さらに、不調になった23法務局の2回目の再入札では、18法務局が、不調となり、さらに3回目の再入札では、5法務局が不調となり、3法務局が随契で決定し、2法務局（新潟、鳥取）が決定せず、現受託を半年間延長し、入札して決定という異常な入札となりました。乙号事務の受託は、受託金額の約95%は人件費であり、それを競争入札することは、人件費、すなわち乙号事務労働者の賃金を低く、抑えることになり、許されません。国、法務省は、乙号事務労働者の切実な声に耳を傾けるべきです。

**時給は、東京1,085円、九州821円で264円の格差
(1日2,112円、月(22日)46,464円、年間557,560円の格差)**

乙号事務は全国一律の業務、賃金も一律にすべきだ。

「競争入札が繰り返される中で、低価格入札が激化し公務公共サービスの低下と、法務局乙号事務労働者の①低賃金、②雇用不安、③過重労働などを初めとする劣悪な労働条件の実態が明らかになっています。そのことは労働組合の行った、2022年「雇用・労働条件等の職場実態アンケート」の集約で、「賃金が低いは85%」「全体で手取り賃金15万円以下75%」「今の暮らしが苦し59%」「将来への不安が97%」となっており、法務局乙号事務労働者のひどい状況は明らかになっています。

また、乙号事務労働者の賃金に、大幅な地域格差があります。東京では、時給1,070円、九州では792円で、その賃金が各地域の最低賃金にへばりついており、248円の大幅な格差（1日2,224円、月(22日)48,928円、年間587,136円の格差）があり、その賃金が各地域の最低賃金にへばりついている賃金になっています。公務公共サービスを担う乙号事務労働者の賃金、全国一律の賃金が必要です。

業務に見合った熟練賃金設定が必要！

乙号事務労働者には、

「最低でも、時給1,300円、月給23万円」を最低保障とする

賃金等の労働条件を求めていきます！



法務局証明書発行業務は知識と経験が必要であり誰でもできる仕事ではありません。しかし、法務省は入札予定価格を引き下げ、その結果落札価格が低くなても、労働条件は受託会社が決めること、として知らん顔しています。国の仕事を委託するなら仕事に見合った賃金設定に国が責任を持つべきです。私たち労働組合は、法務省に対し「経験年数に応じた熟練賃金の設定を行い、最低でも「時給1,300円、月給23万円」を最低保障とする賃金等の労働条件を明確にすること。そのために必要な人件費を財務省に認めさせ、予定価格を引き上げる」ことを求めています。

乙号事務を守っているのは、非正規の女性労働者です。

乙号事務は、土地・建物、会社・法人の登記事項証明書や会社・法人の印鑑証明書など法務局の登記所が行っている登記事項証明書等の発行業務に係る事務や登記簿、地図等の閲覧に係る業務ですが、これら証明書は、私たち国民にとって財産にかかる大変大切で重要なものです。ですから、本来は法務局の職員が行うべき業務であります。市場化テスト導入以降、その乙号事務に従事する労働者の多くは（組合調査では乙号事務労働者全体の約2600名のうち3名が正規職員のみ）、非正規の女性労働者です。

日本郵便オフィスサポートでは、パワハラ、雇い止め、 団交拒否など労働諸法令が守られていない実態！

日本郵政グループの不祥事が露呈していますが、日本郵便株式会社の子会社で23法務局を受託する日本郵便オフィスサポートでも、労働諸法制が守られない状況があります。代表的な事例は、同じ企業で、同じ乙号事務で働いているにもかかわらず、賃金の大幅な格差（時給約250円）、管理者によるパワハラ、相次ぐ退職者、人権侵害の理由をでっち上げて不当な雇い止め（東京都労働委員会へのあっせんで解決、会社が謝罪）、また、2019年9月には36協定を含む協定書の締結の代表者選出について会社が介入し、労働組合の問題指摘で文書を撤回するも、その後も介入し、東京労働局に労働組合から、あっせん申請が行われるという事態となっています。さらに、労働組合の2019年春闘要求・団体交渉申し入れに対して、団体交渉を拒否し、労働組合はやむを得ず、東京都労働委員会に対して不当労働行為申立を行い追求してきましたが、昨年11月24日に出された命令は、会社の主張のみを採用したもので、組合の立証してきた内容を採用せず、救済申立を棄却するという不当なものです。労働組合はこの不当命令を許さず、現在中労委で闘っています。

日本郵便オフィスサポートの問題を、労働組合は法務省や市場化テストを所管する監理委員会に対して、既に再三再四要請のなかで指摘するとともに、国会でもとり上げられてきました。

また、2022年アンケートでも、職場の実態とともに批判が寄せられています。

法務省は、労働諸法令が守られていない実態に 「当該事実の内容を踏まえて、適切に対処する」と回答

労働組合の日本郵便オフィスサポートにおける指摘に対して、法務省は、一昨年4月3日行われたレクチャーで、「指摘事項を踏まえて、適切な対応をする」と説明し、さらに、8月5日のレクチャー後の8月19日付文書で、「各事業者における労働条件につきましては、労働社会保険諸法令を遵守している限り、受託事業者の判断に委ねられるべきものであると考えております。仮に、労働社会保険諸法令に違反している事実が当該法令等を所管する機関（労働委員会や労働基準監督署等）から指摘等がされた場合には、当該事実の内容を踏まえて、適切に対処することとなります。」と回答を行ってきました。

日本郵便株式会社は、子会社日本郵便オフィスサポートを 乙号事務を守り、労使正常化を行うよう指導しろ！

民事法務労働組合 東京都千代田区神田須田町1-26

芝信神田ビル8F TEL03-3251-0838 FAX 03-3251-6703

全労連・全国一般東京地方本部 東京都中央区日本橋人形町3-7-13

日本橋センチュリープラザ 401 TEL03-6661-2773